

第三者行為 にあったときは すみやかに当健保組合まで 届け出てください

第三者(他人)の行為が原因で病気やケガをした場合は、本来は加害者が医療費を負担します。

健康保険証を使って医療機関を受診した場合は、ジェイテクト健保が一時的に医療費を立て替えて、後日加害者に請求しますので、すみやかにジェイテクト健保へ連絡してください。

交通事故にあった



建物などの設備の欠陥や
他人の落下物により
ケガをした

こんなときは 第三者行為 です

他人が飼育する
ペットにかまれた



不当な暴力や
傷害行為を受けた

飲食店などで
食中毒にあった



運動中に他人の
不注意によりケガをした

! 示談にご注意ください!

加害者との話し合いで示談をしてしまうと、健保組合から加害者に請求すべき費用を請求できなくなる場合があります。**示談をする場合は、事前にジェイテクト健保にご連絡ください。**

仕事中 や 通勤途中 にケガをしたときは



まずは上司、そして人事・安全機能部署にご相談ください

仕事中や通勤途中にケガをした場合などは、健康保険は使えません。労災保険(労働者災害補償保険)の適用となります。

仕事中に

業務上の理由でケガをした

会社内でケガをした

出張中にケガをした(私的な行動は除く)



こんなときは 労災 です

通勤途中に

通勤途中の路上や
駅などでケガをした

帰宅途中にスーパーなどに立ち寄り、
通勤経路に戻った後にケガをした



! ご注意ください!

• 誤って健康保険証を使用した場合は、**かかった医療費を返納いただくこととなりますので、ご注意ください。**
• 労災保険の対象となるケガで医療機関を受診する場合は、**医療機関に労災であることを必ずお伝えください。**

労災保険についてのお問い合わせ先

労災保険相談ダイヤル



0570-006031

受付時間8:30~17:15
(土日祝日、年末年始を除く)